

京都市告示第 395 号

土壤汚染対策法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成 20 年 12 月 18 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定する区域

京都市伏見区横大路下三栖東ノ口 75 番地先の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 18 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

(環境局環境企画部環境指導課)